

平成 21 年 10 月 27 日

厚生科学審議会疾病対策部会
臓器移植委員会
永井 良三委員長 侍史

日本循環器学会
理事長 小川
日本循環器学会心臓移植委員
島田和幸・和泉



心臓移植における親族への優先提供に関する要望

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律 83 号、改正臓器移植法）が成立し、平成 22 年 7 月より施行されるに当たり、第 6 条の二に記載されている『親族への優先提供の意思表示』条項に関して、心臓のみを下記の理由で除外し、『親族への優先提供』条項の適応除外として扱えるようここに要望いたします。

第 6 条の二 『親族への優先提供の意思表示』

移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思を書面により表示している者、又は表示しようとする者は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を書面により表示することができる。

ご存知のように、心臓は個体唯一の臓器であり、移植可能な他の臓器と異なり生体移植が不可能な臓器であります。このことから、心臓の提供は提供者の死亡を前提とします。今回の改正臓器移植法に記載がある『親族への優先提供の意思表示』条項を心臓に関しても適応すると、当該親族の自殺や自殺関与、及び同意殺人など刑法第二十六章『殺人の罪』に抵触する事案、あるいはその類似事案の発生を必然的に招く恐れありと、危惧しています。

従いまして、心臓移植に関してこの条項の適応から除外し、『心臓は親族への優先提供』が有得ないことを明示するよう要望する次第であります。

何卒、ご高配、ご斟酌のほどお願い申し上げます。

以上